

第6回阿賀町入札監視委員会会議録

1. 日 時 平成20年9月30日 13時15分～15時30分
2. 会 場 阿賀町役場3階第3会議室
3. 出席者 委員 沢田委員長、伊津委員、五十嵐委員、関塚委員、鷺尾委員
町側 長谷川副町長、加藤総務課長、眞田行政管財係長、近藤主任
4. 議案
 - 入札関係要領等の改正について(委員会設置要綱第2条3項に基づく報告)
 - ①最低制限価格の運用及び町建設工事等低入札価格調査制度実施要領の一部改正について(7月1日付け)
 - ②簡易公募型指名競争入札(委託業務)試行要領の一部改正について(9月1日付け)
 - ③町共同企業体運用基準の一部改正について(9月1日付け)
 - 抽出事案の説明・審議について
抽出事案
 - ・制限付一般競争入札
 - ①後地住宅建築工事(B棟)建築本体工事
 - ②阿賀町情報ネットワーク基盤構築工事
 - ・簡易公募型指名競争入札
 - ①後地住宅建築工事(B棟)機械設備工事
 - ②三川中学校屋内体育館耐震補強及び大規模改修(電気設備)工事
 - ③後地住宅建築工事(B棟)電気設備工事
 - ④取水施設工事
 - ・指名競争入札
 - ①南部浄水場外構2次工事
 - ②上川地区遊休施設解体工事
 - ・随意契約
 - ①五十嵐家上手蔵壁復旧工事
 - その他資料
 - ・再入札実施案件の入札額の比較
 - ・落札率95%以上全事案の入札額と差額の比較
5. 会議録 別紙のとおり

| 説明・答弁 | 質問・意見 |
|---|-------|
| <p>総務課長</p> <p>第6回の入札監視委員会の開会。次第に従い、副町長・沢田委員長からあいさつをお願いした。</p> <p>副町長</p> <p>委員各位に親しくあいさつを述べた後、入札監視委員会も6回を数え、19年度の審査結果を別冊のとおり報告案として取りまとめさせていただいたので、後で審議していただきたい。また、今回の委員会から平成20年度分の審査に入るわけだが、報告書の内容に基づき住民にわかりやすく納得のできる入札制度としていきたいので一層のご指導をお願いしたい。また、本日の案件については20年度第1四半期の分となるわけだが、昨年度に比較して落札率については全般に上昇傾向にある。原因等についてもご指導いただきたい旨を重ねてお願いして挨拶とした。</p> <p>沢田委員長</p> <p>6回目の監視委員会となる。阿賀町の入札制度改革も一段落といったところだと思うが、本日の新聞報道では民主党のマニフェストの中で、随意契約の全廃が報じられている。選挙の結果は別としても、これは国が先行して、やがて地方自治体へと波及してくるものと思われる。阿賀町の公共入札制度はかなり前進していると感じている。100点満点が無いといわれている公共入札制度だが満点に近づけるべく私たちも力を注いで行きたいと述べ挨拶とした。</p> <p>総務課長</p> <p>会議に先立ち、次回開催日の変更につい</p> | |

| 説明・答弁 | 質問・意見 |
|---|---|
| <p>て協議を申し出、本来は12月1日の予定だったが、委員長急用により日時の調整をお願いしたい旨の報告をし、全員で協議の結果、12月5日(金)午前10時からに変更することで了承された。以降、委員長に進行を代わる旨を告げて交代した。</p> <p>沢田委員長</p> <p>次第に従い、さっそく次第1の「入札関係要領等の改正について」を事務局より説明を求めた。</p> <p>総務課長</p> <p>「最低制限価格の運用及び町建設工事等低入札価格調査制度実施要領の一部改正について」、「簡易公募型指名競争入札(委託業務)試行要領の一部改正について」、「町共同企業体運用基準の一部改正について」の3件の改正内容について説明をした。</p> <p>沢田委員長</p> <p>ご質問ご意見ありませんか。</p> <p>総務課長</p> <p>経常共同企業体の誤植です。</p> <p>総務課長</p> <p>最低制限価格の算出根拠については、低入札調査基準価格の算出根拠と同じとなっている。なお、従来上限が85%だったものを7月1日付けで県に準じて90%に引き上げも実施した。</p> <p>総務課長</p> <p>低入札要領には失格要件が設定されており1項目でも該当すれば失格となるシステムになっている。</p> | <p>伊津委員</p> <p>字句の確認だか、条文の一部で「経営共同企業体」となっている部分があるが誤りなのか。</p> <p>鷲尾委員</p> <p>最低制限価格の算出根拠はあるのか。</p> <p>五十嵐委員</p> <p>算出根拠となる数字に納得ができない。</p> <p>五十嵐委員</p> |

| 説明・答弁 | 質問・意見 |
|--|---|
| <p>総務課長</p> <p>業者側も失格となる基準は承知している。また、県内市町村は積算歩掛りや単価表、諸経费率などは全て県も含め同じものを使用している。工事については県の検査をはじめ会計検査もあるので統一したものを使用している。ただし、建築については設計事務所へ設計委託をしているのでその限りでないが、見積等を徴して適正単価での設計であると考えている。また、請負業者についてもこれらのことは承知しているものと考えている。</p> <p>眞田係長</p> <p>町としてはどのような理由であれ、それぞれの項目において一定の基準を満たさないものについては適正な施工が出来ないという判断基準から失格要件を定めている。</p> <p>総務課長</p> <p>本来であれば、委員おっしゃるとおり細かい部分まで調査をした中で判断をする</p> | <p>今回の案件の積算内訳比較表を見ると、直接工事費では、全業者ほぼ同じような内訳となっている。その他の諸経費等の経費については業者によるバラつきはあるものの、失格となった2社は同程度の経費計上をしており、受注可能と判断すべき事案ではなかったのか。</p> <p>五十嵐委員</p> <p>該当事案のほかにも失格案件があり、業者側もそれを承知して応札しているということであれば、やはり設計根拠に疑問を感じる。</p> <p>五十嵐委員</p> <p>事実、失格要件の1/3の価格で施工できるとい業者がいる。安易に失格基準を下回ったから失格ということではなく、聞き取り調査等をするべきなのではないか。</p> |

| 説明・答弁 | 質問・意見 |
|---|---|
| <p>べきとは思いますが、調査をするには過去の委員会でも説明したとおり多大な時間を要することや技術的な部分で判断するに難しいのが現実。こうしたことから町では県に準じた形で一定の数値を下回った場合は、品質確保や安全基準を満たせないという基準を失格要件としている。</p> <p>眞田係長</p> <p>設定基準については、低入札価格調査制度実施要領第12条に算出方法が定められており、また失格要件についても第14条に定められている。設計書の内訳により算出しているもので、それぞれの工事により異なった数値となる。その数値が上限の85%を超えていれば上限の85%の設定となり、66%以下であれば下限の66%の設定となる。</p> <p>沢田委員長</p> <p>他に意見質問の無いことを確認して、抽出案件の選定理由について今回抽出委員の鷲尾委員に説明を求めた。</p> <p>沢田委員長</p> <p>続いて、抽出案件の説明を事務局に求めた。</p> | <p>鷲尾委員</p> <p>私の質問の趣旨は、低入札基準価格をどのように算出するのかということ。具体的にどの案件がどうこうではなく、調査基準価格を85%から66%で設定できるのになぜ上限の85%に設定しているのかということ。66%の設定はできないのか。</p> <p>鷲尾委員</p> <p>一般競争入札からは、受注金額の上位2件を抽出した。簡易公募型指名競争入札では、1千万円以上で尚且つ90%以上の4件を抽出。指名競争入札では400万円以上で落札率95%以上のものを2件、随意契約は1件、全部で9件抽出した。</p> |

| 説明・答弁 | 質問・意見 |
|--|--|
| <p>眞田係長 様式1から様式6までを説明した。</p> <p>沢田委員長 説明に対し質問等を受け付けたが、特に無かったので続いて様式7号について、入札方式ごとの説明を事務局に求めた。</p> <p>眞田係長 様式7のうち、「制限付一般競争入札」の2件について説明した。</p> <p>沢田委員長 ご質問ご意見ありませんか。</p> | <p>鷲尾委員 前にも話をしたが、低入札調査価格の設定が85%は高いと思う。更に県はこの度上限を90%に引き上げたとのことだが、県は全国的に見ても新潟県が建設業の占める割合が多いことや、業界全体が疲弊していること等からの政策的な意図なんだろうと思われる。しかし、財政的には逆行していることであり、町も県に準じて引き上げたとのことだが、企業努力により安い価格を提示してきた業者を切り捨てるということは、結果として財政負担を増やし町民の税負担増にも繋がってくるということ、制度の根本の見直しも含めてもう一度検討する余地があると考えます。更に失格要件の考え方だが、価格を細分化して一部経費の基準を満たしていない業者を失格とする方法は、全体でその基準を満たしている業者をも失格させる可能性があり、制度としては全体金額での比較とすべきなのではないのか。たまたま分類が違っただけで失格とする現行の低入札制度は、まさしく失格とさせるのを目的とした制度でしかなく、私はその根本はそのような低入札をすくい</p> |

| 説明・答弁 | 質問・意見 |
|--|---|
| <p>総務課長</p> <p>別冊で配布をした国交省からの要請文書「建設業における安心実現のための緊急総合対策の適切な実施について」にもあるが、最低制限価格と低入札調査基準価格の見直しについても求められている。一時、公共事業においては設計額が高く、80%くらいの落札は当たり前という時期もあったが、現在は実勢価格に基づく積算根拠により設計されており、当町としてもこれらを踏まえ、また県に準じた形での改正を行ったところ。次の諸経費における合算での判断については、それぞれの経費の中でも安全管理上で必要不可欠な経費もあり、このようなことからそれぞれの経費項目において受注可否の材料としたい。</p> <p>眞田係長</p> <p>確認できなければ、業者に詳細の提出を求めているところ。</p> | <p>上げるのが本来の趣旨なのではないかと思う。確かに材料費等が含まれる直接工事費が低いのは粗悪工事に繋がる可能性があり、厳しくする必要はあるが、それ以外は企業努力の部分でもあることからぜひ再考願いたい。</p> <p>鷲尾委員</p> <p>内訳書において合算して提出してきた業者についての取り扱いはどうするのか。</p> <p>沢田委員長</p> <p>只今の議論を受けて、最近の公共契約の現状について説明すると、全国的に公共工事予算はピーク時の4割減っている。しかしそれに比べ業者数はそんなに減ってない。このような状況なので業者は生き残るために、低入札で受注して仕事を確保するといった状況が多発した。諸経費のうち一般管理費は給料に当たる部分であり、それを安く算定するという事は従業員給料の</p> |

| 説明・答弁 | 質問・意見 |
|--|--|
| <p>眞田係長</p> <p>失格となる数値は、調査基準価格より下のラインにあるため、業者が失格価格付近での競争をした場合、失格となる業者が出てくる場合がある。また、総額では失格していなくても、項目ごとの積算が的確でなく失格となるケースもある。また、先ほど総務課長から説明があったとおり、それぞれの経費は、その必要性により分類計上されている訳だが、なお、諸経費一括での判断も含め今後の検討課題としたい。</p> | <p>値下げであり、現に毎年建設業に携わる従業員給料は下がる一方だ。また、もう一面として下請業者へのしわ寄せがある。下請業者もそれを承知しているから、それなりの工事をしてしまう。こうした従業員の賃下げや下請業者いじめから、品質の確保といった観点での問題が取り上げられ国交省も対策を講じたと聞いている。町においては算定基準額を上げながらこのような事に対応したいとのことだが、競争性を確保しつつ、かつ安全で良質なインフラ整備をするということは理想で難しい課題でもある。公共契約制度に100点満点の制度は無いと言われるが、公正かつ適正な制度で、業者から問われても説明できるよう、様々な角度から検証し、より良い制度を目指してもらいたい。</p> <p>鷲尾委員</p> <p>単抜き設計書や低入札制度を公表している中で失格する業者が出てくるということは、たぶん経費での算出方法に誤りがあるということだと思うが、そういうことは起こりうるのか。</p> <p>伊津委員</p> <p>町としては、今後も可否については経費</p> |

| 説明・答弁 | 質問・意見 |
|--|--|
| <p>総務課長</p> <p>改正後の低入札制度については 1 億円以上の工事が該当となり、以下については最低制限価格の運用となる。昨年度低入札制度を導入するにあたり、最低制限価格制度を運用するか低入札調査制度を運用するかについては庁内でも議論したところ。失格要件を設ける形で低入札調査制度を運用してきたが、地元業者の声を聞くと、低入札調査制度の場合、調査基準価格と失格価格との間での競争となり、体力の無い地元業者では大手営業所設置業者と価格</p> | <p>をそれぞれ区分して判断していくということによろしいか。ただ先ほどからの意見のおり失格基準としてそこまで細かくなくても良いのではという意見もあるので運用方法を検討してはいかがか。</p> <p>沢田委員長</p> <p>項目ごとに区分して判断する方法は、国交省と同じ方法と思われるが、国交省はあくまでも調査基準価格はあっても最低制限価格にあたる失格要件はない。下回った場合は失格とするわけだから慎重な運用が求められる。</p> <p>鷲尾委員</p> <p>失格要件を設ける目的は何なのかということ。品質管理ということであればその項目での判断をすればよいこと。利益を多く取るか少なく取るかは会社の問題。企業努力をしたところが受注できなくて、そうでないところが受注するのは矛盾しているように思う。トータルで失格ということであれば適用もやむを得ないが、項目での失格については、救うべく要領の運用を検討すべき。</p> |

| 説明・答弁 | 質問・意見 |
|---|---|
| <p>競争できないという声が強く寄せられたことなども考慮し今回改正したもの。</p> <p>総務課長 現在の要領については試行要領であり、監視委員の皆さんのご意見をはじめ様々なご意見を反映しながら適した要領としていきたい。</p> <p>総務課長 利益のことも充分理解できるが、先ほどの委員長の説明にもあったとおり、低入札の影響は下請業者へも反映してくる。地元の業者は賃金が低水準にある中、さらにしわ寄せがくる。適正な価格で品質の高い工事を施工してもらいたいというのが町の考え方である。</p> <p>沢田委員長 他に質問がないことを確認し、次の簡易公募型指名競争入札の案件の説明を事務局に求めた。</p> <p>眞田係長 様式7の「簡易公募型指名競争入札」4件について説明した。</p> <p>沢田委員長 ご質問ご意見ありませんか。</p> <p>眞田係長 近似値については、0円から1万円程度の範囲のものを赤字表記したものだが、次</p> | <p>伊津委員 改正に際しては、実施要領だから議会承認はいらぬということによろしいか。要領があまりコロコロ変わるのもどうかと思うが。</p> <p>鷲尾委員 ひとつの項目が失格要件に該当しただけでダメというのも厳しいのではないか。</p> <p>沢田委員長 資料に「積算内訳書比較表」が添付されているが、赤字の近似値については、どのような基準で表記しているのか。金額により近似値の基準は違うように思うが。</p> |

| 説明・答弁 | 質問・意見 |
|---|---|
| <p>回からは単価や細目で比較することとしたい。なお、比較表についても町の積算も比較できるよう表を作成するようにしたい。</p> <p>総務課長</p> <p>既製品が多い場合、同じ業者から見積を徴し入札根拠としている場合も多く、その結果入札額が近似したものと想定できる。</p> <p>沢田委員長</p> <p>他に質問がないことを確認し、次の指名競争入札の案件の説明を事務局に求めた。</p> <p>眞田係長</p> <p>様式 7 の「指名競争入札」 2 件について説明した。</p> <p>沢田委員長</p> <p>ご質問ご意見ありませんか。</p> <p>眞田係長</p> <p>指名業者については、全て廃棄物の取扱資格を有している業者であるので、下請けに出すことなく自社施工での見積もりと思われる。入札額の近似については解体工事であることから、大きな差が出なかったのではないかと推察される。</p> <p>沢田委員長</p> <p>他に質問がないことを確認し、次の随意契約の案件の説明を事務局に求めた。</p> <p>眞田係長</p> <p>様式 7 の「随意契約」 1 件について説</p> | <p>沢田委員長</p> <p>抽出案件②については、入札額が近似しているが、何か理由が考えられるのか。</p> <p>沢田委員長</p> <p>抽出案件②の入札額についても近似しているが理由が考えられるのか。</p> <p>五十嵐委員</p> <p>解体を専門に取り扱う業者もいる。下請けに出すため同一の業者から見積を徴した等の理由も考えられるのではないか。</p> |

| 説明・答弁 | 質問・意見 |
|--|--|
| <p>明した。</p> <p>沢田委員長 ご質問ご意見ありませんか。</p> <p>総務課長 今回の案件については、入札不調による随意契約の案件だが、基本的には自治令で定められている金額以上のものについては入札で対応する。</p> <p>沢田委員長 他に質問意見がないことを確認し、次のその他の案件「平成19年度阿賀町入札監視委員会報告書(案)」について質疑を受け付けたが、案のとおりで了承され、全ての事案を終了し閉会とした。</p> | <p>関塚委員 随意契約は、落札率がどうしても高くなるが今後の運用についてはどのように考えているのか。</p> <p>伊津委員 全般にわたって不自然と思われる部分はあるが、今後も注意深く資料等を参考にしながら考察することが大事だ。</p> <p>沢田委員長 今後については、現行の指名競争入札についても、一般競争入札等への制度移行を進めるべきと思う。</p> |

| 説明・答弁 | 質問・意見 |
|-------|-------|
| | |